

第4章 景観形成の実現に向けて

1. 景観形成の施策

(1) 景観形成の実現化

本章では、第2、3章の「景観形成の方針、取組み」を受けて、景観形成を実現化するための施策と実施方針を示します。岡山市の目指す景観形成を実現するためには、主体となる市民・事業者・行政の各々が景観形成における役割を理解、認識し、互いに協働しながら効果的に施策を展開していくこと、また自らできるところから積極的に景観形成に取り組んでいくことが大切です。

以上のことを踏まえ、景観形成の実現化に向けた景観形成施策を検討する上で配慮すべきは、以下の点であり、図4-1は、これら3つの柱から導き出された、今後私たちが短・中・長期で取り組むべき景観形成施策です。

(2) 景観形成施策の3つの柱

規制誘導による景観形成

良好な景観誘導を図るため、個別の開発行為や建築活動を法に基づく制度等を用いながら適切に規制・誘導を行います。地域の景観まちづくり活動への支援や、景観形成に関する適切な助言が行える仕組みづくりを構築します。



魅力ある歩行者空間（市役所筋）

公共事業による景観形成

景観形成の先導的役割を担う公共空間や公共施設の整備については、地域の多様な景観資源を活かした景観形成などに積極的に取り組みます。

景観形成事業の導入が地区の景観形成に効果的である場合は、国等の補助事業を積極的に活用しながら、市民協働による景観まちづくりを推進します。



水路の親水性を活かした西川緑道公園

市民活動による景観形成

市内各地に点在する景観資源を発掘し、それを保全・活用することにより地域の景観形成の取組みを推進します。

互いに景観に関する情報提供、共有化を図り、様々な活動等を通じて、景観について市民意識の向上を図ります。



景観まちづくり協議会

図4 - 1 景観形成の施策

市民意識の向上

- ・景観シンポジウム、景観まちづくり賞、景観まちづくり協定、適切な情報の提供、タウンウォッチング、景観学習の場づくり、アドプト制度の導入等により市民意識の向上を図ります。

景観資源の発掘

- ・おかやまの原風景100選の実施や景観マップの作成等により、景観資源を市民共有の財産として位置付けます。

景観形成に向けた公共事業の推進

- ・公共空間や公共施設の整備については、地区特性を考慮し、自然景観への配慮や緑豊かな景観形成等に取り組みます。

景観形成ガイドラインの整備

- ・公共施設整備や民間建築活動については、景観形成へ先導的役割を担うため、景観形成に向けたガイドラインを整備します。

庁内連携体制等、新たな体制の確立

- ・景観形成への取り組みは多岐に渡るため、関係部局との調整・連携体制を構築し、景観の専門家からの意見等を反映できるアドバイザー制度を確立します。

景観計画（景観法）の決定

- ・法に基づく効果的な景観形成を図るために、景観法に基づく景観計画を決定します。

景観条例の制定

- ・岡山市の景観形成への取り組み姿勢を明らかにするとともに、景観法を補完する仕組みを構築するため、条例を制定します。

屋外広告物許可基準の改正

- ・より良好な街並み、沿道景観を形成するために、現在の屋外広告物の許可基準内容を見直し、改正します。

地区計画（都市計画法）の決定

- ・地区特性を反映した、良好な市街地環境の保全・形成を図るために、地区計画の制度を活かして行きます。

その他、法律に基づく制度

- ・緑地、環境、文化財の保全や、良好な景観の形成を図るために、効果的な施策を展開していきます。